愛の福祉基 这卷一枝 这卷一枝 ・ 七九〇円 越沖地震救援募金) センタ 二円 月二二日 一設置募金 月

ありがとうございまし善意の寄附を 貴重な財 り も した きます。 次の た

方円

(敬称略)

月

月



町政のさまざま な動きをお知ら せします。

「裁定請求書」が送付されます

年金を請求される人の利便性の向上と裁定請求 漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年 金の受給年齢を迎えられる人に、社会保険庁が管 理している年金加入記録等をあらかじめ印字した 年金の裁定請求書や年金に関するお知らせ(はが き)が送付されます。

【送付時期と送付物】

①60歳到達月の3ヶ月前

- ●受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、 60歳で受給権が発生する人には裁定請求書と裁定 請求の案内についてのリーフレットを送付します。 手続は60歳の誕生日の前日から行っていただけま
- ●受給資格はあるが厚生年金加入期間が12月未満 のため65歳で受給権が発生する人には、裁定請求 の案内(はがき)を送付します。
- ●受給資格が確認できない人には、加入期間や受 給要件を記載した裁定請求の案内(はがき)を送 付します。

②65歳到達月の3ヶ月前

- ●受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年 金の期間が12月未満のため65歳で受給権が発生す る人には裁定請求書と裁定請求の案内についての リーフレットを送付します。
- ●65歳前に既に受給権がある人でまだ年金を請求 されていない人には、裁定請求書と裁定請求の案 内についてのリーフレットを送付します。手続は 随時行っています。

あなたの年金権を守る牛涯のパートナー 「基礎年金番号は大切に」

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入し たときや、就職して厚生年金や共済組合に加入し たときなど、公的年金に初めて加入したときに番 号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎 年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を 守る生涯変わることのない大切な「1人1番号| となります。年金に関する問い合わせや届出、ま た年金請求の際には、基礎年金番号が必要となり ますので、年金手帳は大切に保管してください。

社会保険事務所ダイヤル電話のご案内

3月3日から埼玉県下社会保険事務所の電話番 号がダイヤルインの実施に伴い次のように変更に なります。

●総務や会計について(庶務課)

【川越】049-242-2657【所沢】04-2998-0170

●健康保険・厚生年金保険の保険料について(徴 収課)

【川越】049-248-2118【所沢】04-2998-5424

●健康保険・厚生年金の資金関係、健康保険の各 種給付金について (適用給付課)

【川越】049-248-2169【所沢】04-2998-5425

- ●社会保険の調査について(調査課)
- 【川越】049-248-2169【所沢】04-2998-5426
- ●国民年金の資格、免除、保険料等について(埼 玉国民年金電話相談センター)

【川越】049-248-1165【所沢】04-2995-1165

- ●年金給付のご相談について「ねんきんダイヤル」
- · 0570 05 1165 (全国共通電話番号)
- ・03-6700-1165 (IP電話・PHS向け電話番号)
- ※電話番号は、おかけ間違いのないように、お確 かめのうえ、ご利用いただきますようお願いい たします。
- ※国民年金に関するお問い合せについては、埼玉 国民年金電話相談センターで直接お受けいたし ます。
- ◆年金の受給に関すること、年金請求手続き、受 給者住所、支払機関変更などのご相談については 「ねんきんダイヤル」にてお受けします。
- ◆年金の受給に関すること、年金請求手続き、受 給者の住所、支払機関変更などのご相談について 「ねんきんダイヤル」0570-05-1165にてお受け いたします。



犬の飼い主のみなさんへ

集合狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病 予防法により義務付けられています。

町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、下表のとおり集合狂犬病予防注射を実 施いたします。三芳町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせてくださ い。会場では、狂犬病予防注射だけではなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしてい ない場合は、この機会に登録を済ませてください。また集合狂犬病予防注射は、雨天でも実施いたします。

なお、都合により下表の会場で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせられない場合は、必ず動物病院で獣医 師により狂犬病予防注射を受けてください。そして、動物病院が発行する「注射済証明書」を自治環境課環 境衛生係窓口に持参し、注射済票の交付を受けてください。

福祉センター入口信号

上宮第1区集会所

永久保通り

上富第1区集会所

●日時・会場

期日	時間	会 場
4月11日金	10:00~11:30	上富第1区集会所
4月11日(並)	13:00~14:00	中央公民館駐車場
4月14日(月)	10:00~11:30	北永井第2区集会所
	13:00~14:00	藤久保第2区集会所
4月15日(火)	9:30~10:30	藤久保第3区集会所
	11:00~12:00	藤久保第4区第2集 会所
	13:30~14:30	竹間沢第1区集会所

*各会場については、地図を参照してください。

北永井第2区集会所 藤久保第2区集会所 北永井第2区集会所 ピッグサン 三芳店 ウニクス 三芳店 県道三芳富士見線 一灯点滅式信号機 町立第2保育所

ガソリンスタン

藤久保第4区第2集会所

竹間沢第1区集会所

中央公民館駐車場

県道三芳・富士見線

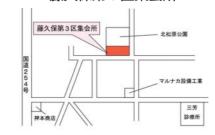
三芳中学校

三芳小学校

JANA主野

藤久保第2区集会所

総合病院



藤久保第3区集会所





● 手数料 (1頭につき)

◇登録済の	登録料	注射料	注射済票代	合計
犬の場合	0円	2,750円	550円	3,300円

◇未登録の	登録料	
犬の場合	3,000円	

)	登録料	注射料	注射済票代	合計
•	3,000円	2,750円	550円	6,300円

集合狂犬病予防注射に関してのお願い及び注意点

- ①犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。
- ②体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。
- ③獣医師による問診で、注射を見合わせることがありますのであらかじめご了承ください。
- ④1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんのでご注意ください。
- ⑤海外に犬を連れて行く予定のある方、又は既にマイクロチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。
- ⑥まれに注射による副作用が起こる場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。
- ⑦他市区町村より転入した犬(登録済の犬に限る)が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ自治環境課で登録事項変 更の届出をしてください。

問い合わせ 自治環境課 (内線262) FAX274-1053 所沢保健所 ☎04-2922-2167